

堺市建設局週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 入札公告や補足説明資料において、「週休2日制工事」であることを明示した、建設局が発注する総合評価落札方式の適用工事を対象とする。

(発注方式)

第3条 対象工事において「発注者指定方式」で発注するものとする。

(1) 「発注者指定方式」

発注者が、週休2日に取組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式をいう。

(2) 「受注者希望方式」

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式をいう。

(対象期間)

第4条 現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

(用語の定義)

第5条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(週休2日制工事実施の届出)

第6条 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休2日制工事の対象工事において、実施の意向について、「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。

2 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日届出書」（様式1）を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

(週休 2 日制工事の取組内容)

- 第 7 条 「発注者指定方式」の受注者及び、「受注者希望方式」において週休 2 日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休 2 日を確保するよう努めなければならない。
- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休 2 日制工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
 - 3 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式 2）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
 - 4 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式 3）により、現場閉所の結果について工事完成日に監督員に提出する。
 - 5 週休 2 日実施の履行確認は、工事完成後に監督員が行うこととする。確認方法は、4 週 8 休以上の現場閉所の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。
 - 6 発注者は、週休 2 日制工事の対象工事において、受注者に対してアンケートの協力を依頼する。

(工事成績評定への反映)

第 8 条 工事成績評定は、次のとおり行う。

- (1) 前条第 5 項の確認において、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上である場合は、工事成績の加点対象として評価する。
- (2) 「発注者指定方式」において、28.5%（8 日/28 日）以上の現場閉所が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかつた場合については、減点する。
- (3) 「受注者希望方式」において、4 週 8 休の有無にかかわらず工事成績の減点は行わない。

(当初設及び設計変更)

第 9 条 「発注者指定方式」「受注者希望方式」における設計は別表の補正係数を適用し、次のとおり行う。

1 発注者指定方式

現場閉所状況が 4 週 8 休以上の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5% 以上）の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満及び、4 週 6 休以上 4 週 7 休未満の補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。

なお、現場閉所率が 21.4% 未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

2 受注者希望方式

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況を確認後、その達成状況に応じて、補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。

別表1 労務費等の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休以上 [28.5%(8日/28日)以上]	4週7休以上4週8休未満 [25%(7日/28日)以上28.5%未満]	4週6休以上4週7休未満 [21.4%(6日/28日)以上25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

別表2 土木工事市場単価の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休以上 [28.5%(8日/28日) 以上]	4週7休以上4週 8休未満 [25%(7日/28日) 以上28.5%未満]	4週6休以上4週 7休未満 [21.4%(6日/28 日)以上25%未満]
鉄筋工	1.05	1.03	1.01
ガス圧接工	1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01
	撤去	1.05	1.03
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03
	撤去	1.05	1.03
防護柵設置工（落石防護柵）	1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）	1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01
	撤去・移設	1.04	1.03
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01
	撤去	1.05	1.03
法面工	1.02	1.01	1.00
吹付け工	1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）	1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03
	剪定	1.05	1.03
公園植栽工	1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工	1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.04	1.02	1.01
橋面防水工	1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工	1.01	1.00	1.00
グルーピング工	1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工	1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01	1.01	1.00

別表3 下水道工事市場単価の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)		4週8休以上 [28.5%(8日/28日) 以上]	4週7休以上4週 8休未満 [25%(7日/28日) 以上28.5%未満]	4週6休以上4週 7休未満 [21.4%(6日/28 日)以上25%未満]
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
砂基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取付工	1.02	1.01	1.00

別表4 港湾工事市場単価の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)		4週8休 以上 [28.5%(8 日/28 日)以上]	現場閉所状況 (現場閉所率)		4週8休 以上 [28.5%(8 日/28 日)以上]
1 底面工		1.04	17 車止撤去		1.05
2 マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.01	18 電気防食取付		1.05
3 支保工		1.05	19 防砂目地板取付(陸上施工)		1.05
4 足場工		1.03	20 防砂目地板取付(水中施工)		1.04
5 鉄筋工		1.05	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.04
6 吊鉄筋工		1.05	22 港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)		1.04
7 型枠工		1.04	23 ペトロラタム被覆		1.05
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)		1.05	24 現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)		1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.05
9 止水板工		1.05	26 かき落とし工		1.05
10 上蓋工		1.05	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
11 伸縮目地工		1.03	28 汚濁防止枠設置・撤去		1.03
12 係船柱取付		1.05	29 灯浮標設置・撤去		1.04
13 防舷材取付		1.05	30 汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)		1.01
14 車止・縁金物取付		1.05			1.05
15 係船柱撤去		1.05	31 異形ブロック製作 型枠工		1.05
16 防舷材撤去		1.05			1.05

※現場閉所率は、小数第2位以下を切り捨て

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない。

※港湾工事市場単価については、4週8休以上ののみ補正する。

※土木工事標準単価は、現場閉所状況に応じた週休2日補正単価とする。

(留意事項)

第 10 条 受発注者は、4 週 8 休以上の達成にあたって、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。

(疑義の処理)

第 11 条 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。